

福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

本事業は、将来の航空需要への適切な対応、将来にわたる国内外航空ネットワークにおける拠点性の発揮を目的として、現行の福岡空港を一部拡張し、現行滑走路の西側に増設滑走路を設けるものである。

本事業は、平成15年から検討が開始されており、構想段階や施設計画段階等の段階においてパブリックインボルブメントを実施することにより、広く住民の意見を聴きながら事業の実施や滑走路の位置に係る検討が行われた。

対象事業実施区域は福岡市の中心部から約7kmの福岡市東南部に位置していると同時に、周辺は第1種住居地域、工業地域、準工業地域等に指定されている。また、航空機騒音については、現状において、環境基準が達成されておらず、さらに本事業の実施に伴い航空機の発着回数が増加し、航空機騒音の影響拡大が懸念される。

このため、対象事業実施区域及びその周辺への影響ができる限り回避・低減されるよう、国と地域が必要に応じ連携・協力し、以下の措置を適切に講ずるとともに、評価書に1.及び2.について記載すること。

なお、民間航空機に係る国際的な騒音基準については、国際民間航空機関が作成して国際民間航空条約附属書16第1巻にまとめられており、これまで段階的に強化されてきたところである。本事業における航空機騒音の低減にも資することから、今後も実効性のある基準が作成され、同基準が国内において遵守されることにより、航空機騒音の低減が一層推進されるよう、適切に対応されたい。

1. 航空機騒音について

- (1) 本事業の実施により航空機騒音に係る影響の拡大が懸念されることから、航空機騒音に係る環境基準の達成に向けて、下記の措置を行うこと。

ピーク時間帯の発着回数の抑制、騒音軽減運航方式の実施、防音壁の設置に関する適切な範囲・高さ・材質のあり方の検討、地上電源装置（GPU）の使用促進等の措置を講ずるとともに、低騒音型の航空機導入について航空会社への働きかけに努める等の総合的な措置を行うこと。また、措置については、引き続き検討すること。

航空機騒音に係る調査について、調査地点を追加した上で、継続的に実施し、定期的に公表を行うこと。また、進入方式の高度化の導入に当たっては、当該高度化に基づいた航空機騒音の予測・評価結果をもって、関係者との調整等を経た上で行うこと。

(2) 環境基準が達成されない地域において、申請に応じて、必要と認められる場合には、移転補償、住宅防音工事等を適切に実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにすること。

2 . 温室効果ガス等について

本事業の実施により温室効果ガス等の排出量増加が懸念されることから、航空機から発生する温室効果ガス等の低減にも資するよう、GPUの使用促進等を適切に実施すること。